覚　　　　　　　書

　（株）○○○○（以下「元請負人」という。）と□□□□（株）（以下「下請負人」という。）は、京都府が発注した△△△△工事の下請工事として、令和　　年　　月　　日付けで締結した◇◇◇◇工事契約（以下「本契約」という。）に関して、次のとおり覚書を交換する。

（関係法令の遵守）

第１条　元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を遵守する。

２　元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

３　下請負人は、前項に規定する行政指導を受けた場合は、京都府から直接工事を請け負った者（以下「直接請負者」という。）に対して、行政指導文書及び是正（改善）報告書の各写しを提出しなければならない。

４　下請負人は、本契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約（以下「下請等契約」という。）を締結する場合においては、当該第三者（当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前３項の規定の内容を遵守させるため、これらの規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

 （京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守）

第２条　元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、前条に定めるもののほか、京都府の発注工事に関し、工事請負契約を締結する者の責務として別添「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（平成24年８月20日制定。以下「指針」という。）に掲げる事項を遵守しなければならない。

２　元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する指針の遵守のため、必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

３　下請負人は、本契約を履行するに当たり、下請等契約を締結する場合においては、当該第三者（当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。）にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

（是正及び調査への協力）

第３条　下請負人は本契約の履行に当たり、本契約によって請け負った工事について、直接請負者から次の法令等について違反しているとして是正を求められた場合においては、当該是正の求めに対して誠実に対応するものとする。

（１）第１条第１項に規定する法令のうち、建設業法施行令第７条の３に規定する法令の規定又は最低賃金法第４条第１項の規定

（２）第２条第１項に規定する指針に掲げる事項

２　前項の是正の求めによっても、なお下請負人において是正が行われないと直接請負者が認め、かつ、京都府においても下請負人に是正の必要があると特に認めた場合において、京都府及び直接請負者が共同して当該是正のための下請負人に対する調査を実施しようとするときは、下請負人の事務所への立ち入り及び保有する関係書類の提出その他調査に必要な事項の情報提供等について、積極的に京都府及び直接請負者に協力するものとする。

　この覚書の交換を証するため、本書を２通作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

 元請負人

 下請負人